

公益社団法人 所沢青年会議所  
特別会計

**第 1 章 目的**

この基金は公益社団法人所沢青年会議所運動の過程において、全員の努力により生み出された資金並びに特別会員会費や事務所移転に備えた資金を基に青年会議所運動の推進活性化をはかり、不測の事態に備え、また会員の意識の向上のために設けられるものである。

**第 2 章 運用規定**

上記の目的を達成するために次の規定を設ける。

- (ア) 正会員数のうち理事を含む 1 割以上の会員の起案により行われ、理事会において理事 5 分の 4 以上の承認を必要とする。
- (イ) 本基金は、特別会計とし、決算を監査終了後、総会に報告をしなければならない。
- (ウ) 本基金は、その年度ごとに本会計より必要な金額を繰り入れなければならない。
- (エ) 本基金は青年会議所運動における不測の事態に備えるために必要な金額を残存させなければならない。